

# 神戸市中央卸売市場本場 関連棟（中央・北）の空き関連事業区画 入居者（関連事業者）募集要項

以下の要件で、関連棟の空き関連事業区画の入居者（関連事業者）を募集します。

1. 募集内容 神戸市中央卸売市場本場 関連中央棟及び関連北棟の関連事業区画の入居者（関連事業者）

2. 募集区画 以下の区画（使用開始は平成28年4月以降）

No.	区画	面積	施設使用料 (月額) ※1	従前店舗 ※2	店舗の 条件
1	関連中央棟 1階①	20 m <sup>2</sup>	41,440 円	マッサージ店	飲食店以外
2	関連中央棟 1階②	20 m <sup>2</sup>	41,440 円	衣料雑貨店	飲食店以外
3	関連中央棟 1階③	30 m <sup>2</sup>	62,160 円	包装資材店	飲食店以外
4	関連中央棟 2階①	31 m <sup>2</sup>	64,232 円	—	飲食店のみ
5	関連北棟 1階①※3	163 m <sup>2</sup>	337,736 円	銀行	飲食店以外
6	関連北棟 2階①※3	180 m <sup>2</sup>	372,960 円	銀行	飲食店以外

※1 施設使用料は日割計算。施設使用料の他に入居決定後、保証金（施設使用料の月額合計の3倍）の納付が必要となります。

※2 応募者が複数ある場合、区画補充の優先順位は従前店舗と  
①同営業の種別、②同業種の順とする。（詳細は8.（3）参照）

※3 No.5（1階）とNo.6（2階）は区画内階段でつながっています。原則として現状での貸出となりますが、別事業者が利用することとなった場合、改修等について協議させていただきます。

※4 電気代等は、神戸市より償還金として施設使用料と同時に請求します。

3. 店舗の条件

(1) 2. 募集区画の表 店舗の条件参照

(2) 営業開始は業務許可を得てから1か月以内に開始すること。

（内装工事により開始が遅れる場合はこの限りではない。）

(3) 原則午前3時から午後10時まで且つ、開市日は営業すること。

(4) 市で指定する設備容量や内装制限は遵守すること。

(5) 入居者が専用の一般利用者向け駐車場を設置することはできません（関連事業者の利用者向け共用駐車場は別途あり）。

(6) 店舗計画については、入居候補者（8. 応募後の流れ（5））と協議させていただきます。

#### 4. 応募の要件

- (1) 関連事業者として認められる方  
関連事業者：市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者。
- (2) 申請した業務を適格に遂行するのに必要な知識及び経験（3年以上）・資力信用を有すると認められるもの
- (3) 法及び神戸市条例その他関連法令を遵守できるもの。業務に関し、監督官庁の許認可を必要する場合には、その許認可所持者または手続き中の者であること。
- (4) 施設を使用するにあたって、施設指定の条件を遵守できるもの。
- (5) 欠格要件

応募者が次に挙げる事項に該当するときは応募できません。

- (ア) 応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (イ) 応募者が国税及び地方税及び神戸市中央卸売市場に関する施設使用料・償還金の滞納があるとき。
- (ウ) 応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 応募者が市場業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (オ) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者）であるとき。（必要に応じて「7. 提出書類」の情報を兵庫県警察本部に照会することがあります。）

#### 5. 応募方法

指定様式に記入の上、必要書類を添付して、下記の担当に提出（郵送可）

（注1）応募後の「応募者の変更」又は「代表者の変更」は認めません。正当な理由（市が認めるもの）なく変更した場合は応募を無効とし、当選を取り消すことがあります。

（注2）提出された書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。

#### 6. 募集期間 平成28年3月14日(月)～3月25日(金) (必着)

受付日：随時。ただし、土、日、祝日を除く。

受付時間：午前9時から午後5時まで

（注）必要書類が全部整った状態でしか受け付けません。

施設の下見は、募集期間中随時受け付けますので下記まで連絡し見学日時を予約し

た後、お越しく下さい。

## 7. 提出書類 ※1

(1) 申請書 (1号様式) 1部

(2) 事業提案書 (2号様式) 1部

対象となる施設を利用して営業を行うにあたっての基本的な考え方など下記の事項を「事業提案書」としてまとめたもの

- ・使用対象箇所で行う営業の種別・業種 (例：種別：喫茶店、業種：飲食業)
- ・主な取り扱い品目
- ・営業日及び営業時間帯
- ・従業員配置計画
- ・その他同様の業態を行っている実績等

(3) 誓約書 (3号様式) 1部

(4) 事業計画書 (4号様式) 1部 ※2

- ・事業提案書の内容を踏まえて、2か年の事業収支計画を作成してください。
- ・光熱水費用については、同程度の規模・施設の内容に照らして推計、算出してください。

(5) その他 ※2

個人と法人で、以下のとおり各1部提出してください。(日付のあるものは全て3か月以内。コピー不可)

(法人の場合) ①定款または規約、②登記事項証明書、③代表者の印鑑証明書、④業務を執行する役員の住民票の写し、⑤業務を執行する役員の身元証明書等 (本籍地の属する市区町村長の発行するもの)、⑥業務を執行する役員の履歴書 (5号様式)、⑦株主または出資者名簿 (6号様式)、⑧最近2年間の事業報告書

(個人の場合) ①応募者の印鑑証明書、②応募者の住民票の写し、③本籍地の属する市区町村長の発行する応募者の身元証明書等、④応募者の履歴書 (5号様式)、⑤資産及び負債に関する書類 (7号様式)、⑥最近2年間の営業報告書

※1 申請書などの様式はホームページよりダウンロードして使用してください。

※2 既に市場関係事業者 (関連事業者等) として許可を受けている場合提出不要

※3 その他必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

## 8. 応募後の流れ

(1) 応募締切で応募者確定

(2) 応募者の審査 (開設者による資格審査)

(3) 応募者が複数ある場合、下記のとおり入居候補者の優先順位を定める。

(ア) 優先順位は従前店舗 (2. 募集区画の表 「従前店舗」参照) と第1に同営業の種別、第2に同業種の順とする。

(イ) 同じ段階の場合、より多くの区画数を申し込んだものとする。

(ウ) (ア)、(イ) 共、同じ場合、抽選とする。

なお、場内関連事業者から応募があった場合、これを最優先とする。

(4) 入居候補者順位の決定

(5) 第1順位入居候補者による事業計画（店舗計画、取り扱い品目等）に関する協議  
→関連事業者許可申請手続き→施設指定申請手続き→内装工事に関する手続き

（注）事業計画について、協議が整わない場合許可できない場合があります。

（注）第1順位入居候補者の許可が下りた時点で、他の入居候補者の資格は消失する。一方、第1順位入居候補者の関連事業者許可が下りなかったり、手続きを辞退した場合、第2順位入居候補者の手続きを開始する。以下、許可が下りるまで優先順位に基づき手続きを行う。

(6) 営業開始

9. 通知

書面にて通知します（郵送及び電話連絡）。

10. 関連事業者許可申請について

入居候補者優先順位が最優先となったものは、その通知後概ね2週間以内に別途関連事業者許可申請を提出していただきます。

11. 施設指定手続き・内装工事に関する手続きについて

関連事業者として許可された後、当該店舗の施設指定手続きをしていただきます。同時に、「内装施工指針書」をお渡しします。指針書の内容に沿って手続きを進めてください。

13. 次の各号のいずれかに該当することがあった場合には、候補者としての資格又は許可を取り消すこととします。

(1) 応募者が提出した書類に虚偽があったとき

(2) 誓約書に違反したとき

(3) 正当な理由がないのに市から連絡後1週間以内に業務許可の手続きを行わないとき

(4) 正当な理由がないのに関連事業業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき

(5) 正当な理由がないのに関連事業業務の許可を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき

(6) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき

(7) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき

14. 不明な点は下記までご連絡ください。

(担 当)

〒652-0844 神戸市中央区中之島1丁目1番4号

神戸市産業振興局中央卸売市場運営本部本場

管理係 川上、荒川、中村

Tel : 078-672-8155 Fax : 078-651-8518